

資料2-3  
(補足資料①)

第2回 高知県 県・市町村  
国民健康保険事業運営検討協議会

<補足資料>

市町村国民健康保険財政の健全化

平成28年8月17日  
高知県健康政策部  
国保指導課

# 国保財政の健全化

## 国保運営方針 (1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

### (医療費の動向と将来の見通し)

- 都道府県全体の国民健康保険における医療費の動向や、市町村ごとの保険料水準、財政状況の現況などのほか、将来の国民健康保険財政の見通しについても記載する。

※ 医療費適正化計画においては、医療に要する費用の見込みを定めることとしており、その推計方法を参考とすることも考えられる。

### (財政収支の改善に係る基本的な考え方)

- 国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険特別会計の収支が均衡していることが重要。
- 市町村の国民健康保険特別会計において、解消又は削減すべき対象としての法定外の一般会計繰り入れとは、法定外の一般会計繰入のうち①決算補填等を目的としたものを指すものであり、②保健事業に係る費用についての繰入れなどの決算補填等目的以外のものは、解消・削減すべきとは言えないものである。
- 都道府県特別会計においては、必要以上に黒字幅や繰越金を確保することのないよう、市町村の財政状況をよく見極めた上で、バランスよく財政運営を行っていく必要があることに留意。

### (赤字解消・削減の取組、目標年次等)

- 決算補填等を目的とする一般会計繰入や前年度繰上充用について、収納率の向上や医療費適正化の取組にあわせ、計画的・段階的な解消が図られるよう、実効性のある取組を定めること。
- 赤字市町村については、赤字についての要因分析、必要な対策の整理を行うこと。これを踏まえ、都道府県は、市町村ごとの赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定めること。

※赤字の解消又は削減は、原則として赤字発生年度の翌年度に解消を図ることが望ましいが、単年度での赤字の解消が困難な場合は、例えば、5年度以内の計画を策定し、段階的に赤字を削減し、できる限り赤字を解消するよう努めるものとするなど、市町村の実態を踏まえて、その目標を定めること。

# 解消及び削減すべき法定外の一般会計繰入の範囲(現在国で検討中のもの)

## ①決算補填等目的

- a) 保険者判断によらないもの
  - 単年度の決算補填のため
  - 累積赤字補填のため
  - 医療費の増加
  - 後期高齢者支援金
  - 公債費、借入金利息

## ①決算補填等目的

- b) 保険者判断によるもの
  - 保険料の負担緩和を図るため
  - 任意給付に充てるため

## ②決算補填等以外の目的

- 保険料の減免額に充てるため
- 地方独自事業の波及増補填等
- 保健事業費に充てるため
- 直営診療施設に充てるため
- 基金積立
- 返済金
- その他

今後、運営方針の検討にあたって、法定外繰入の分類項目の定義を明確にした上で、各項目について、上記①又は②のいずれに該当するか整理する必要がある。

# 国保改革施行後の赤字解消に向けた道筋(国説明資料)

## 赤字の主な要因

年度途中で医療費増や保険料収納不足が発生するため、決算補填のための繰入を実施

保険料水準の引き下げのために一般会計繰入を実施

個別の保険料減免や地方単独事業の波及増補てんのために一般会計繰入を実施

## 解消に向けた道筋

納付金・保険給付費等交付金の仕組み導入や財政安定化基金の創設により、年度中の財政は安定化し繰入の必要性は大幅に減少

都道府県が、標準保険料率を示すことにより保険料を見える化。あるべき保険料水準やその要因の把握等も踏まえ、法定外繰入の計画的・段階的な解消・削減を実施

個別の保険料減免や地方単独事業の波及増補てんのための一般会計繰入は、「決算補填等以外の目的」と整理

# 高知県市町村国保財政の状況(平成27年度決算速報値)

※現在平成27年度年報の精査中であり、今後修正されることがある。

